

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

各地方整備局道路部路政課長 殿
北海道開発局建設部建設行政課課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課長 殿

国土交通省道路局
路政課道路利用調整室 企画専門官

歩行者利便増進道路制度の運用に当たっての留意事項について

標記については、「歩行者利便増進道路の指定について」（令和 2 年 11 月 25 日付け国道利第 23 号、国道環第 78 号路政課長、環境安全・防災課長通知）、「歩行者利便増進道路における利便増進誘導区域の指定等について」（令和 2 年 11 月 25 日付け国道利第 24 号、国道環第 79 号路政課長、環境安全・防災課長通知。以下「区域指定通知」という。）及び「歩行者利便増進施設等のための道路占用者の公募による選定制度について」（令和 2 年 11 月 25 日付け国道利第 26 号路政課長通知）の通知に基づき適切に運用いただいているところである。

こうした歩行者利便増進道路制度の運用については、「規制改革実施計画」（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定）において、「複数の利便増進誘導区域の案を事前に一度に検討することにより、利便増進誘導区域の指定や変更の協議の際の審査を円滑化することが可能であることを明確化することにより、柔軟なレイアウト変更が可能となるよう、関係通達の改正等、必要な措置を講ずる」ことを求められているところである。

このため、今後、歩行者利便増進道路制度の運用に際しては、さらに下記の事項に留意し、遺憾のないようにされたい。

また、本件については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 複数の利便増進誘導区域を切り替えて運用する場合の区域指定の運用について

(1) 複数の区域指定の組み合わせが想定される場合の事前の検討

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 48 条の 20 第 1 項の規定に基づき道路管理者による歩行者利便増進道路の指定がなされた道路について、利便増進誘導区域（歩行者利便増進道路（法第 48 条の 21 の技術的基準に適合するものに限る。）の区域のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するために指定した区域。以下同じ。）をにぎわい創出のた

めの取組内容に合わせて将来変更することが見込まれる場合には、直近に指定しようとする区域（以下「直近区域」という。）及び将来変更の可能性がある複数の利便増進誘導区域の案について、区域指定通知第 1 の 1 の要件への該当性に係る検討を、直近区域の指定の公示に先立ち、可能な範囲でまとめて行うこととする。

(2) 事前の公表

1 (1) の検討の結果、直近区域以外の今後指定が見込まれる区域（以下「他の区域」という。）についても、将来の指定の時点において区域指定通知第 1 の 1 の要件を満たす蓋然性が高いことが見込まれる場合には、直近区域の公示に合わせて、他の区域についても、別添の様式により、事務所への備付け、ホームページの掲載その他の方法により、事前に公表することとする。なお、事前の公表は、直近区域の公示の日（当該区域の指定日の 31 日前の日）から開始することとし、直近区域及び他の区域のうちいずれかの区域が指定されている間は、公表を継続することとする。

(3) 事前の公表を行った場合の区域の指定の手続き

事前の公表を行った場合、将来他の区域を指定するに当たっては、区域指定通知第 1 の 1 の検討は、事前の公表の時点からの道路状況の変更に係る部分についてのみ行うなど、可能な範囲で合理化し、指定手続の円滑化・迅速化に努めること。また、この場合においては、区域指定通知第 1 の 3 の規定にかかわらず、法第 33 条第 4 項に規定する公示の期間を公示の日の翌日から 14 日間とすることとする。

(4) 警察署長への事前調整

なお、利便増進誘導区域の指定に際しては、事前に当該区域を管轄する警察署長に協議する必要がある（法第 33 条第 3 項）ところ、当該協議を円滑に行うため、直近区域の指定の公示及び他の区域の事前の公表に先立って、直近区域に関する警察署長への協議と併せて、他の区域についても警察署長へ事前調整を行い、協議の円滑化に努めること。

2 複数の利便増進誘導区域を切り替えて運用する場合の道路占用の許可の運用について

(1) 事前の公表を行った場合の道路占用に係る事前相談

公示を行った直近区域又は 1 (2) の事前公表を行った他の区域について、歩行者利便増進道路制度の適用を受けた歩行者利便増進施設等（法第 32 条第 1 項第 1 号又は第 4 号から第 7 号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の占有を行うことを希望する者がいれば、当該占有の前提となる区域の指定がなされていない間であっても、一括して事前相談を受けなくてもよい。

事前相談の際には、現在想定される交通状況を勘案した上で、道路構造令や区域指定通知第 1 の 1 に規定する基準等への適合性について、可能な限りの検討を行うこと。

(2) 道路占有許可手続の合理化等

道路占用の許可申請が行われた際には、2 (1) の事前相談を受けた際の検討内容を踏まえ、可能な範囲で審査を合理化し、審査手続の円滑化・迅速化に努めること。

(3) 歩行者利便増進施設等の占用許可条件

本運用に係る歩行者利便増進施設等の占用許可に当たっては、一般的な条件の他に次の条件を付するものとする。「利便増進誘導区域の変更に伴い、歩行者利便増進施設等が設置される場所が利便増進誘導区域に含まれなくなった場合は、速やかに移設又は撤去するものとする。なお、移設又は撤去を行う際は、道路管理者の指示に従うこと。」

(4) 警察署長への事前調整

なお、道路占用の許可に際しては、当該許可に係る行為が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、事前に当該地域を管轄する警察署長に協議する必要がある（法第 32 条第 5 項）ところ、当該協議を円滑に行うため、直近区域に関する警察署長への協議と併せて、他の区域についても警察署長への事前調整を行い、協議の円滑化に努めること。

【別添】

年 月 日

(道路管理者)

利便増進誘導区域の事前公表について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 2 項第 4 号の規定に基づく利便増進誘導区域について、今後指定が見込まれる区域を下記のとおり事前に公表する。

記

1. 道路の種類及び路線名

2. 利便増進誘導区域として今後指定が見込まれる場所（別紙参照）

（記載要領）

- 1 道路の種類及び路線名は該当する路線の道路台帳から転記する。
- 2 利便増進誘導区域として指定が想定される場所を、都道府県、市区町村及び地番等のみによって正確に記載しがたいときは、別紙として付す図面の着色した範囲等により示すものとする。